

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。  
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

青森県知事殿

事務所登録番号

令和●年●月●日

（ 級）建築士事務所 青森県知事登録第 1 2 3 4 5 号

所在地 青森県青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9693 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

開設者が法人の場合

青森建築設計事務所 代表取締役 青森太郎

開設者が個人の場合

青森太郎

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

今回報告する事業年度

令和 ● 年度分

令和2年 月 日から令和2年 月 日までの分

決算月 9月

注1: 事業年度(営業年度)とは、会社等の会計上の区切りをつける期間のことです。

法人の場合: 「定款」に記載されています。(会社の設立日ではありません。)

個人の場合: 1月1日から12月31日です。

注2: 必ず事業年度毎に作成してください。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 [例]

東京都	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延700㎡	設計及び 工事監理	R2. 5. 1～ R2. 10. 30
-----	------	-----------------------	--------------	-------------------------

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
青森県	店舗併用住宅	鉄骨造 3階建620㎡	設計及び 工事監理	R2. 11. 1～ R2. 2. 30
青森県	店舗併用住宅	鉄骨造 3階建620㎡	構造設計	R2. 7. 1～ R2. 7. 30
青森県	事務所	鉄骨造 2階建600㎡	構造設計	R2. 5. 1～ R2. 5. 30
青森県	小学校	鉄筋コンクリート造 3階建2000㎡	定期報告調査	R2. 3. 1～ R2. 3. 5

1. 記載する業務内容は、建築士事務所として依頼を受けた建築士法第23条第1項に記載されている業です。

- ・設計
- ・工事監理
- ・建築工事契約に関する事務
- ・建築工事の指導監督
- ・建築物に関する調査若しくは鑑定(耐震診断、定期報告調査等)
- ・建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく代理

2. 元請け建築士事務所から、下請業務として設計の一部を行った場合も含みます。

3. 今回報告する事業年度内に、報告すべき業務の実績が無い場合には、「実績無し」と記載して下さい。

4. 1枚に収まらない場合には、複数に記載してください。

5. 建築物の用途欄には用途のみ記載してください。


## 所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の証書の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日
建築 二郎	一級建築士 管理建築士	6530213		R.O.O.O			
青森 太郎	一級建築士	357673		R.O.O.O	構造設計一級建築士	〇〇〇〇	R.O.O.O
青森 一郎	二級建築士	4523	青森県	R.O.O.O			

1. 所属建築士について、今回報告する事業年度内に所属していた全ての方を記載して下さい。

退職者、転勤者又は新規採用者の方々も記載します。その場合には、「氏名」の下にその旨及び年月日を記載して下さい。

例) 青森次郎

退職(平成20年3月31日)→所定の手続きが必要です(3参照)

2. 「建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日」について、この講習は、従前、青森県建築士会が実施していた「建築士のための指定講習」や青森県建築士事務所協会が実施していた「建築士事務所の管理講習会」とは異なりますのでご注意下さい。

なお、建築士事務所に所属する建築士(管理建築士も含む)は、3年ごとに定期講習を受けなければなりません。

3. 事務所登録の名簿と異なる(退職、転勤、新規採用等により)場合には、「所属建築士変更届」を(社)青森県建築士事務所協会に提出して手続きを行ってください。手続き完了後に、内容を整合させたくうえで当該報告書を作成しご提出ください。

計	一級建築士	2	名
	二級建築士	1	名
	木造建築士		名
	構造設計一級建築士	1	名
	設備設計一級建築士		名



管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
建築 二郎	無し	
<p>1. 建築士事務所の管理建築士は、建築士法第24条第3項の規定により、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べる必要が有ります。</p> <p>2. 管理建築士と開設者が異なる場合で、かつ、管理建築士が意見を述べた概要を記載して下さい。</p> <p>3. 意見が無ければ、無い旨記載したうえで、必ず添付してください。</p>		